

◎新潟県告示第342号

新潟県希少野生動植物保護条例（令和3年新潟県条例第8号）第10条第1項の規定により指定希少野生動植物の指定をしたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	指定の理由
サワラン (ラン科)	園芸目的の採取や生育地である湿地の変化により生育数が減少しているとともに、隣接県での採取規制によって当県での採取圧が高まる可能性があり絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
イチョウシダ (チャセンシダ科)	生育地が限られているとともに、生育地の環境変化により生育数が減少しており、絶滅のおそれがあるため、特に保護を図る必要がある。
エチゴマイマイ (オナジマイマイ科)	当県の固有種であり、また、過度の捕獲の対象となり生息数が減少しているため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。
ヤセキセルモドキ (キセルモドキ科)	県内における生息地が限定されており生息数が少なく、捕獲圧が高まっているとともに、人為的な繁殖が困難であるため、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。